

平成

二十年

五條市議会第二回六月定例会会議録(第三号)

平成二十年六月二十日(金曜日)

議事日程(第三号)

平成二十年六月二十日 午前十時開議

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第一 | 報第 八号 | 平成十九年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について |
| 第二 | 報第 九号 | 平成十九年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について |
| 第三 | 報第 十号 | 平成十九年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第四 | 報第 十一号 | 平成十九年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第五 | 報第 十二号 | 平成十九年度五條市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 第六 | 報第 十三号 | 平成十九年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 第七 | 報第 十四号 | 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市税条例等の一部改正) |
| 第八 | 議第 十五号 | 専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市国民健康保険税条例の一部改正) |
| 第九 | 議第三十七号 | 和解及び損害賠償額の決定について |
| 第十 | 議第三十八号 | 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正について |
| 第十一 | 議第三十九号 | 五條市簡易水道設置条例の一部改正について |
| 第十二 | 議第 四十号 | 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 第十三 | 議第四十一号 | 五條市応急診療所条例及び五條市立大塔診療所条例の一部改正について |
| 第十四 | 議第四十二号 | 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |

第十五 議第四十三号 五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定について

議第四十四号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定について

議第四十五号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について

第十六 議第四十六号 五條市辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

第十七 議第四十七号 市道路線の認定について

議第四十八号 市道路線の認定について

議第四十九号 市道路線の変更について

議第五十号 市道路線の廃止について

第十八 議第五十一号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（二十一名）

八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
山	山	益	池	藤	川	太	西
田	田	田	上	富	村	田	本
澄	由	吉	輝	美	家	好	幸
	比			恵			
雄	己	博	雄	子	廣	紀	洋

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	吉野 晴夫
副市長	榮林 美夫
教育長職務代行者	田瀬 俊夫
市長公室長	岡本 和人
総務部長	田中 衛

九番	峯 林 宏
十番	西 尾 彦
十一番	北 山 和
十二番	山 本 久
十三番	花 谷 昭
十四番	佐 間 正
十五番	寺 本 保
十六番	檜 塚 凱
十七番	黄 木 英
十八番	土 井 康
十九番	榮 林 末
二十番	大 谷 龍
二十一番	田 原 清

事務局職員出席者

午前十時一分再開

速記者	事務局主任	事務局係長	事務局次長	事務局長	庶務課長	秘書課長	企画財政課長	監理管財課長	大塔支所長	西吉野支所長	會計管理者	社会福祉協議会事務局長	消防長	上下水道部長	健康福祉部長	生活産業部長	都市整備部長
柳ヶ瀬	笹谷	西峯	乾	森本	上田	下村	水脇	海老原	土井	岸本	櫻本	清水	鶴田	辻本	山下	林	阪ノ上
五		久		博	卓	洋	正		祥		泰			衡	正	正	武
美	豊	美	旬	文	司	次	雄	保	嗣	悟	司	勝	剛	司	次	信	則

○議長（西尾彦和）ただいまから、昨日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立します。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（西尾彦和）日程第一、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）報第八号 平成十九年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長（西尾彦和）報告を求めます。海老原土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 海老原保登壇〕

○土地開発公社事務局長（海老原保）皆さんおはようございます。

ただいま上程いただきました報第八号 平成十九年度五條市土地開発公社の決算及び事業報告について御報告を申し上げます。

別冊の土地開発公社決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、一ページから御説明を申し上げます。

一、収益的収入及び支出について。（一）収入の部、第一款土地開発事業収益、予算額二億八千四百五十七万九千円に五百五十七万一千円の増額補正をしまして、合計二億九千十五万円に對しまして、決算額二億九千三十五万七千三百二十八円となっております。

内容といたしまして、第一項事業収益の決算額は二億八千七百二十八万九千八百九十一円で、内容につきましては、後ほど事業報告で説明させていただきますので、省略させていただきます。

第二項事業外収益の決算額の三百六万七千四百三十七円は預金利息と五條駅前臨時駐車場の使用料と各事業用地の貸付料でございます。

次に（二）の支出の部でございます。第一款土地開発事業費用、当初予算額二億七千六百七十二万三千円に五百八十九万四千円の増額補正をしまして、合計二億八千二百六十一万七千円に對しまして、決算額は二億八千二十八万八千四百五十一円となっております。

内容といたしまして、第一項事業費用二億七千九百六十八万四千二百九十四円でございます。この内訳については、事業収益に係ります事業用地売却原価二億七千九百四十万七千九百九十円、一般管理費二十七万七千四百円となっております。

第二項事業外費用でございます。

事業外費用の六十万四千五百五十七円は、五條駅前臨時駐車場の管理経費でございます。

第三項予備費五十万円は全額不用となっております。

次に、二ページの資本的収入及び支出について御説明を申し上げます。

（一）収入の部、第一款資本的収入は予算額一億五千七百七十二万三千円に對しまして、決算額は四千八百五十万八千八百二十八円となっております。

内容といたしまして、第一項借入金は、今年度の借入れはございません。第二項利子補給金四千八百五十万八千八百二十八円は長期借入金の利息に對しまして、市からの利子補給を受けたものでございます。

借入金の明細について、二十ページの長期借入金現債高明細書により御説明させていただきます。

二十ページをお開きください。

今井島台工業団地ほか十四件を事業別に前年度末借入残高、当年度借入額、当年度償還額、当年度借入残高を記載しております。

平成十九年度においても、五條市基金から約十億円、五條市水道事業運営資金から三億円を借入れ、借入金利息の低減化を図っております。

借換え分を含む借入合計額は七億六百七十二万円で、償還額は九億八千六百六万円となり、平成十九年度末借入残高は二十九億一千八十八万円となっております。

二ページに戻っていただきまして、（二）支出の部について御説明を申し上げます。

第一款資本的支出の予算額四億三千九百七十万一千円に對しまして、決算額三億三千六百六十三万二千七百七十八円となっております。

内容といたしまして、第一項用地取得造成事業費五千二百二十九万二千七百七十八円で、この内訳といたしまして、直接経費三百七十八万三千九百五十円、支払利息四千八百五十万八千八百二十八円となっております。

次に、第二項借入金償還金二億七千九百三十四万円は、道路改良事業用地代替地ほか五件の売却により償還したものでございます。

次に、三ページの損益計算書から七ページのキャッシュ・フロー計算書までの説明は省略させていただきます。

次に、八ページの事業報告に移らせていただきます。八ページを御覧ください。

平成十九年度五條市土地開発公社事業報告、一、総括事項ですが、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、事業用地の売却、また五條駅前臨時駐車場の運営を行いました。

内容につきまして、要点のみ御説明させていただきます。

一番、道路改良事業用地代替地につきまして、一、九六六平方メートルを一億五千六十四万八千七百四円で売却いたしました。

二番、大和二見駅裏広場整備事業用地につきましては、七八八・〇平方メートルを四千四百八十五万六千三百三十九円で売却いたしました。

三番といたしまして、みどり園整備事業代替地につきましては、一、七七五平方メートルを一千五百五十四万一千四百九十一円で売却いたしました。

四番といたしまして、今井島台工業団地造成事業用地につきましては、一、五一九・一四平米を六千九百八十四万三千十円で売却いたしました。

五番といたしまして、道路改良事業用地、市道五條一八号線につきましては、残地の一五二・二二平米を五百五十二万五千二百二十三円で売却いたしました。

九ページを開いてください。

六番といたしまして、道路改良事業用地、市道五條二七号線につきましては、二三・〇二平方メートルを八十八万八千二百二十四円で売却いたしました。

次に二、五條駅前臨時駐車場の利用状況につきまして、月別の利用状況を記載しております。

三の経理の状況につきましては、収益的収支について、土地開発事業収益二億九千三十五万七千三百二十八円に対し、土地開発事業費用二億八千二百十八万八千四百五十一円となり、特別損失百八十七万七千三百七十七円を差引いて、当年度純利益は八百二十六万一千八百四十円となりました。

二番といたしまして、資本的収支について、資本的収入四千八百五十万八千八百二十八円に対し、資本的支出三億三千六百六十三万二千七百七十八円となり、差引不足額二億八千三百十二万三千九百五十円は損益勘定留保資金で補てんいたしました。

三番といたしまして、未払金について、十五、十六年度契約の道路改良事業用地、市道五條二七号線について、所有権移転登記が二十年度となるため、未払金処理といたしました。

次に、十ページ、四につきましては、理事会の議決事項となっております。

そして、五につきましては、職員に対する事項となっております。

十一ページにつきましては、財産目録、十二ページについても同じく財産目録、そして十三ページ以降は附属資料となっております。

これらを御清覧願いまして説明を省略させていただきます。

以上で報告を終らせていただきます。よろしく願います。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）

○議長（西尾彦和）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）御存じのように、多額の借入金があつて公社会計も大変ですけれども、政府の公社に対する特別融資ができて、それを活用するというふうはこの間の議会で答弁されておりますけれども、この平成十九年度決算の中では、その新しい政府の特別融資は活用されなかったのかどうか、お聞きしたいのと、それと、最近の売却を今説明ございましたけれども、売却先と、どういう事業に売却したのか、その内容をもう一度説明してください。八ページからですね。九ページの初めまでの。

○議長（西尾彦和）海老原事務局長。

○土地開発公社事務局長（海老原保）二十番大谷議員さんの御質問にお答えいたします。

一番の道路事業改良用地代替地につきましては、住川の土地でございます。これは平成二年一月九日に売却にかけました。売却先は五條市でございます。財政課でございます。それから、大和二見駅裏広場整備事業用地でございますけれども、これは都市計画課でございます。それから、みどり園整備事業代替地につきましては、みどり園。それから、今井島台工業団地造成事業用地につきましては、公園緑地課。それから、道路改良事業用地、市道五條一八号線につきましては、これは道路改良に伴いました残地が残りました。その残地を隣接者の個人に売却いたしました。その売却先は、隣接者の高崎さん、それから西崎さん、それから小西さんでございます。そして、道路改良事業用地、市道五條二七号線につきましては、建設課ということでございます。

以上でございます。

○議長（西尾彦和）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）二十番大谷議員の御質問の中で、特別融資というお話がございましたが、特別融資ということで去年も公社の健全化につきま

して、いろいろ議会の方にも御相談を差し上げまして、今年度から野鳥の森公園として整備をしていく、その中に公社の土地が大半含まれておりますので、そういう形で事業を進めていって、有利な起債を借りて事業を進めていくということでございます。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。

以上で報第八号の報告を終わります。

○議長（西尾彦和）次に日程第二、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）報第九号 平成十九年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について。

○議長（西尾彦和）報告を求めます。土井財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔財団法人大塔ふる里センター常務理事 土井祥嗣登壇〕

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（土井祥嗣）おはようございます。

ただいま上程されました報第九号 平成十九年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告を地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定によりまして御報告申し上げます。

別冊の財団法人大塔ふる里センター決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、十九年度の決算の御説明をさせていただきます。

二ページ及び三ページについて説明いたします。

財団法人大塔ふる里センターの事業全体の収支計算でございます。当ふる里財団の職員は、正職員が九名、調理師が三名、臨時職員が三名、パート十三名により運営しています。

全体の収支につきましては、事業活動収入として一億八千五百九十九万九千七百三十三円と、短期借入収入六百万円で、当期収入合計一億九千九百九十九万九千七百三十三円に対し、支出につきましては、事業活動支出として一億八千五百五十万六千三百八十九円と固定資産取得支出として七十万円、短期借入返済支出として六百万円で、当期支出合計一億九千二百二十万六千三百八十九円となり、二十万六千六百五十六円の赤字となっています。

また、委託金で三千四百五十万円を計上させていただいております。これにより収支のバランスを保っているのですが、今後はこの委託金を少しでも少なくできるように営業努力をし、売り上げを増やしていきたいと考えています。

それでは、個別の主な施設について、収支状況を御説明させていただきます。

四ページをお開きください。

ふれあい交流館であります。当施設は、温泉浴場・レストラン・売店・アスレチックルーム・カラオケルーム・公共的な利用施設として図書室・会議室・和室・団体事務室等があります。年間の利用人数は、四万九千四百四十二名で、職員三名、パート四名で運営しています。

収支につきましては、当期収入合計四千九百二十九万一千八百九十一円に対して、当期支出合計六千八十八万七千六百八十六円であります。

内訳といたしましては、事業活動支出として六千六十八万七千六百八十六円と固定資産取得支出として二十万円となり一千百五十九万五千七百九十五円の赤字となっております。

次に六ページをお開きください。

赤谷オートキャンプ場であります。当施設は、一棟につき六人まで利用できるバンガローが十棟・キャンプサイト四十七・体験交流室・森林健康館・管理棟があります。

施設の利用は四月から十一月までとなっています。年間利用客は、四千三百五十八人で職員一名、パート一名で運営をしています。

収支につきましては、当期収入合計一千四十三万六千三百三十円に対して、当期支出合計八百五十八万六千八百五十円で百八十四万九千四百八十円の黒字となっております。

次に七ページをお開きください。

ロジ星のくにであります。当施設につきましては、和室六室・洋室四室の宿泊施設であります。周辺には、天体観測施設として、四五センチの反望遠鏡を始めプラネタリウム館・観測所付バンガロー等があります。

年間利用客は宿泊客が四千三百三十名、その他天文施設・入浴施設の利用者につきましては、一万四千四十一名となっています。職員三名、パート三名、その他天文指導員が二名で運営をしています。

当期収入合計四千四百四十万二千五百三十一円に対し、当期支出合計三千五百八十八万三千三百六十一円で五百五十一万九千七百七十円の黒字となっています。

八ページをお開きください。

道の駅でございます。当施設は、総合案内施設として建設され、物産販売施設及びレストランがあります。年間利用者は、五万四千八十四名で、職員三名、パート二名により運営しています。

収支につきましては、当期収入合計五千八百九十万九千七百七十四円に対し、当期支出合計四千七百十五万一千七百五十一円で四百六十五万七千四百二十三円の黒字となっています。

九ページをお開きください。

大塔郷土館でございます。当施設は、郷土館本体で郷土食の提供及び物産の販売、また歴史の蔵においては大塔地域の歴史資料を展示しています。年間利用客は、一万五千八百五十七名で、職員二名、パート三名により運営しています。

収支につきましては、当期収入合計一千五百七十万九千二百五十五円に対し、当期支出合計一千六百八万七千五百三十八円で三十七万八千二百八十三円の赤字となっています。

次の十ページ以降、大塔水車施設等主な事業につきましては、御清覧くださいようよろしくお願いいたします。

次に事業報告に移らせていただきます。

十九年度は、天辻においては星と螢の鑑賞会、また交流館においては、名物ぼたんラーメンの売り出し等様々なイベントに取り組んでまいりました。三月十八日には、平成十六年八月に崩落した国道一六八号線が開通いたしました。このことにより、ふれあい交流館において一六八号線開通イベントを開催し、当日は多くの人に参加をいただき、財団のPRに努めました。

その他の内容につきましては、十九ページから平成十九年度の事業報告を掲げております。御清覧いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今回の不祥事につきましては、関係各位の皆様方に多大なる御迷惑をおかけしましたことを深くおわびし、共に昨日の一般質問の理事長の答弁にありました今後の不正防止対策についてマニュアルを財団職員一人一人が自覚し、不正のない明るい職場づくりに努めてまいります。

そして、今後も市民の皆さんの御意見や御助言をいただきながら、財団のPRに取り組み、少しでも補助金の削減につなげていきたいと考えています。

以上で、平成十九年度財団法人大塔ふる里センターの決算・事業報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）

○議長（西尾彦和）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）ちよっとお聞きしたいのですけれども、一般質問でも明らかになりましたように、二月の段階で明らかになった使い込み、五十九万何がしの公金が返済されたということですから、それ以後の調査で平成十四年度にさかのぼって使い込みがあるのではないかとということで、今、警察に調査を依頼していることですから、今回出されたこの決算書の中では、使い込みもあるかも分からないということで決算をされたのか、ないということで決算されているのか。ちよっとそれをお聞きしたいと。

それと、市から委託料が出ていますね。その委託料は込みで決算しているのか、その点答弁していただけますか。

○議長（西尾彦和）土井常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（土井祥嗣）二十番大谷議員の質問にお答えいたします。

二月八日時点の五十九万一千何がしの分とそれ以降の現在調査している分に、一部今回の決算の中に不明金があることはあります。

それと、今回の委託料なんですけれども、事業収入といたしましては、一億八千五百五十万六千円の決算全額について、中身につきましては、委託料も含まれております。三千四百五十万円含まれております。

以上です。（「二十番」の声あり）

○議長（西尾彦和）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）そして、今の答弁によりますと、この平成十九年度決算の中にも使い込みが含まれているかもわからないということですね。だからその使い込みが警察の調査で明確になれば、この決算も変更しなければならないというふうになると思いますけれども、その点はどうですか。

○議長（西尾彦和）土井常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（土井祥嗣）決算書の変更ということなんですけれども、今、あらゆる方面に相談を呼び掛けております。税金上のこともありますし、とりあえず金額を確定してからその事務に取り組んでいきたいと思っております。（「二十番」の声あり）

○議長（西尾彦和）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）だから今、決算上、これ出されていますね。我々はこれ、報告案件ですから、この本会議で採決はできないわけですから、一応この本会議にかけられている以上、いいか悪いかということではかれておるわけですからね。だから平成十九年度の中に使い込みがあったという

ことが後で明らかになれば、この決算は変更し直さなければあきませんやろ。後で、この平成十九年度の決算の中にも使い込みがあったということが、これからの調査で分かれば、この決算は誤りだったということになりますから、やり直さなあかんのとちやいますか。その辺、どうですか。

○議長（西尾彦和） 土井常務理事。

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（土井祥嗣） 現在、金額について調査中でありまして、確定次第、説明申し上げたいと思います。

また、決算につきましても、やり直しが必要であれば、その時点で、またさせていたいただきたいと思います。

○議長（西尾彦和） 質疑を終わります。（「十五番」の声あり） 十五番寺本議員。

○十五番（寺本保英） 今の質問やけどね、これ、決算書できたら、今載せているわけやろ。そしたら警察の力を借りなくても、決算したらお金を使い込んだか、使い込まなかったのか、分かるの違いますか、普通は。だから、お金入ってきて使ったというのは、実際、帳簿全部、毎日にしろ、毎月にしる、平成十九年四月一日から二十年三月三十一日までやつとるわけやろ。そしたら、それを照合したら、お金なかった、あるというのが分かるさかいに、決算書出てくるというときには、現金あるの、なかったら何ぼ使い込まれたというのは分かるの違うかなと。だから、今大谷議員が言うように、決算書を作り替えなくても、決算する時点で何ぼお金が足りない、足りないのはどこにいったのかという話になるから、普通、民間の会社でも全部その決算のときには分かるで、使い込まれたか、使い込まれていないというのは。ちよつと答えて。

○議長（西尾彦和） 岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人） 今までの質問の中で、いわゆる使い込み、その手口といったら申し訳ないのですけれども、本来十万円売り上げがありました。そしたら十万円という入金伝票を書いて帳簿に上げて、十万円という決算を打つわけなんですけれども、今回は、その担当者が一人でやっておったということもありまして、十二万あったやつを十万の収入やという形で経理をしてしまった。ですから、この決算自身は合っているわけです。ところが、そういうようなことで、ただその金額を特定するのが非常に難しいという状況なんで、その辺は御理解いただきたいと思います。

そして最後に、被害額が確定した段階は、本人と示談、示談でもないですけれども、交渉させていただいて、お返ししてもらう。そのときには当然、二十年度でお返ししているから二十年度の決算に上がりますし、二十一年度は二十一年度に上がってくるという形になりますので、この決算そのものは、今の段階では合っているということで、御理解いただきたいと。

○議長（西尾彦和） 質疑を終わります。

以上で報第九号の報告を終わります。

○議長（西尾彦和）次に日程第三、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）報第十号 平成十九年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（西尾彦和）報告を求めます。田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛）おはようございます。

ただいま上程いただきました報第十号 平成十九年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして提案理由の御説明を申し上げます。
議案書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、本年三月に平成二十年度に繰越すべき限度額を御議決いただきましたが、今回はこの限度額に対する繰越確定額の報告でございます。

それでは個々に御説明申し上げます。

議案書の四ページを御覧ください。

二款総務費、総合計画策定業務の繰越確定額は四百十二万一千円でございます。本年九月末の完了予定でございます。

三款民生費、やすらぎ会館増築事業の繰越確定額は二千八百六十五万三千円で、しゅん工予定は本年八月末でございます。

複合施設建設事業の繰越確定額は一千八百七万一千三百円で、しゅん工は本年七月末の予定でございます。

五款農林業費、市単独土地改良事業は岡地区の農道整備事業でございます。繰越確定額は五千二百五十万七千二百五十円で、二十一年三月末のしゅん工予定でございます。

林道開設事業につきましては、大塔地区の高野辻阪本線でございます。繰越確定額は三千六百八十八万円で、しゅん工予定は本年六月末でございます。

七款土木費、道路新設改良事業は市道旧岡中線ほか二十四路線の事業でございます。繰越確定額は一億七千七百十万円で、しゅん工予定は本年九

月末でございます。

橋梁維持修繕につきましては、繰越確定額が一千五百万円で、二十年十一月のしゅん工予定でございます。街なみ環境整備事業は、小公園の整備、照明工事等で、繰越確定額は一千百九十八万四千九百五十円でございまして、五月末にしゅん工しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十号の報告を終わります。

○議長（西尾彦和）次に日程第四、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）報第十一号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（西尾彦和）報告を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）よろしく願います。

ただいま上程いただきました報第十一号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして御説明申し上げます。議案書の五ページ及び六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、去る三月議会で平成二十年度へ繰越すべき限度額を御議決いただきました流域関連公共下水道事業につきまして、今回は繰越確定額の報告でございます。

一款下水道費、一項下水道費、事業名は流域関連公共下水道事業でございます。

内訳は、工事費が北宇智駅付近ほか四件と、業務委託につきましては一件、及び水道・ガス等の移設補償といたしまして、えびす神社付近ほか七件の繰越しでございます。繰越確定額は七千九十五万五千円でございます。

財源の内訳につきましては、未収入特定財源のうち、国庫支出金二千六百九十万円、市債が四千二百四十万円及び一般財源百六十五万五千円をもちまして、充当繰り越したものでございます。

なお、繰越いたしました事業につきまして、工事は去る五月末日までにしゅん工いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十一号の報告を終わります。

○議長（西尾彦和）次に日程第五、報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）報第十二号 平成十九年度五條市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（西尾彦和）報告を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次）ただいま上程いただきました報第十二号 平成十九年度五條市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について提案理由の御説明をさせていただきます。

議案書の七ページ及び八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回、繰越しをいたしました介護保険電算システム改修事業につきましては、介護保険制度における、国保連合会の給付実績情報（データの取込み、照会機能）の改修及び介護報酬改定に伴う新型老健施設の報酬単価改正が追加されるため、それらに対応するため、介護保険電算システム改修事業の

一部を平成二十年度に繰越しを行ったものとございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十二号の報告を終わります。

○議長（西尾彦和）次に日程第六、報第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）報第十三号 平成十九年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（西尾彦和）報告を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）それでは、ただいま上程いただきました報第十三号 平成十九年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書の九ページ及び十ページを御覧いただきたいと存じます。

当繰越計算書は、第一款資本的支出、第一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものとございます。

送配水及び給水設備費六千六百五十万円のうち、二千八百四十九万七千円を執行いたしまして、残事業のうち、五條一丁目えびす神社付近を始めとする下水道設備関連事業の水道管移設工事四件分で九百三十万三千円を繰り越したものとございます。

繰越しの理由といたしましては、下水整備事業関連の工事の進捗よくに伴います水道管移設工事の工期延期によるものとございます。

財源内訳につきましては、負担金として下水道事業特別会計から六百三十七万一千九百七十五円の補償費と、損益勘定留保資金二百九十三万一千二百二十五円となっております。

なお、繰り越した工事四件につきましては、既に五月三十日までにすべて完成しております。

予算額に対する不用額二千八百七十万円につきましては、主に下水道整備事業を始めとする官公庁関係の移設工事、事業量の減少により不用となったものであります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十三号の報告を終わります。

○議長（西尾彦和）次に日程第七、報第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）報第十四号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例等の一部改正）。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛）ただいま上程いただきました報第十四号 五條市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、現下の経済、財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の構築に向けた改正の一環として、地方税法等の一部が改正され、平成二十年四月三十日公布、同日施行されたことに伴うものでございます。

概要といたしまして、まず第一点目は、自分が生まれ育った「ふるさと」に対し、貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から、個人住民税の地方公共団体に対する寄附金税制を拡充し、所得税と合わせて一定限度まで、全額を控除する仕組みを導入するものであります。

二点目といたしましては、金融証券税制において、上場株式等の配当や譲渡所得等に対する税率の軽減措置の延長と、上場株式等に係る配当所得と、

譲渡損失の損益通算の特例の創設であります。

三点目といたしまして、公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入であります。

四点目といたしまして、住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅において、一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度分の固定資産税の税額を減額する措置の創設であります。

今回の市税条例の改正は、三十二ページに及びますので、主な内容についてのみの御説明させていただきますので、よろしく御了解賜りたいと思います。

それでは議案書の十三ページを御覧いただきたいと存じます。

始めに、第一条、五條市税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

条例第十九条の改正は、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入に伴い、納期限後に納入する税金や延滞金についても、他の市税と同様の措置を講ずるものでございます。

次に、条例第二十三条第一項及び同条例第三項の改正は、法人でない社団及び財団のうち、収益事業を行わない団体、例えば同窓会とか校友会であります。それに法人市民税の均等割を課さないとしたものでございます。

次に、条例第三十一条第二項の改正は、法人市民税の均等割で最低税率を適用する法人の区分を明確にしたものでございます。

次に、議案書の十五ページを御覧ください。

条例第三十四条の改正は、寄附金控除が所得控除から税額控除へ変更されたことによるものでございます。

次に議案書の十五ページから十七ページにかけて、条例第三十四条の五第一項及び第二項の改正は、いわゆるふるさと納税を踏まえた寄附金税額控除について新設したものでございます。

現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、控除対象限度額につきましては、総所得金額等の「二五パーセント」から「三〇パーセント」に引上げ、適用下限額を「十万円」から「五千元」に引下げ、控除率については、市民税六パーセントにしたものでございます。

また、地方公共団体に対する寄附に限り、先に述べました税額控除分に加え、当核寄附金が五千元を超える場合、その超える金額に一定の率を乗じて得た金額を市民税額から控除するものでございます。

次に、条例第三十六条の二の改正は、市民税の申告に関する中で、寄附金控除については、所得控除から税額控除への変更に伴うものでございます。次に議案書の十八ページを御覧ください。

条例第三十八条第一項の改正は、個人の市民税の徴収方法について、今回新たに公的年金等の受給者の市民税を特別徴収することを定めたものでございます。

次に、条例第四十一条の改正は、年金所得に係る特別徴収が、事情により普通徴収へ変更されることになった場合の納税方法について定めたものでございます。

次に、条例第四十四条から条例第四十七条は、公的年金等に係る個人市民税が特別徴収されることに伴う見出し等の改正でございます。

次に、条例第四十七条の二から第四十七条の六までについては、公的年金からの特別徴収制度の導入により、特別徴収の対象者、特別徴収となる税額、特別徴収義務者、特別徴収の納入方法などについて規定したものでございます。

次に、議案書の二十二ページを御覧ください。

条例第五十四条第五項の改正は、独立行政法人緑資源機構法が平成二十年四月一日より廃止されたことに伴う条例の整備でございます。

次に、議案書の二十三ページを御覧ください。

附則第四条の二の改正は、個人が公益法人等に対して寄附した場合において、一定の要件を満たせば寄附財産に係る譲渡所得は非課税とされていますが、寄附後、寄附財産が公益目的事業の用に供されなくなったときなど、国税庁の方で承認が取り消された場合には、寄附者個人に課税されることになっております。今回、この不合理を解消するために、特例として公益法人を個人とみなし、その公益法人に対して市民税を課すこととしたものでございます。

次に、附則第七条の三の改正は、個人の市民税のローン控除については、税源移譲によりまして個人住民税から控除をする仕組みが設けられました。が、申告書の提出期限三月十五日以降でも、市長がやむ得ない理由があると認めるときには、これを適用することができるということを定めたものでございます。

次に、議案書の二十四ページを御覧ください。

附則第七条の四は、個人市民税寄附控除について分離課税分の特例控除額を定めたものでございます。

次に、議案書の二十五ページを御覧ください。

附則第八条第一項の改正は、肉用牛の売却による事業所得については免税とされていますが、この適用期限を三年間延長し、免税対象飼育牛の売却頭数を二千頭までと、制限を設けたことによるものでございます。

次に、議案書の二十五ページ下段から二十六ページにかけて、附則第十条の二第八項の改正は、省エネ住宅改修についての減額措置を創設したものでございます。

次に、議案書の二十七ページを御覧ください。

附則第十六条の三第一項は、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税を創設したものでございます。

次に、議案書の三十ページを御覧ください。

附則第十九条の六第一項は、上場株式等の譲渡損失があるときは、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得から控除することができる特例を創設したものでございます。

その他の条文につきましては、いずれも項ずれの修正、文言等の整理でございます。説明は省略させていただきますので、御了承賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案書の三十四ページ中段を御覧ください。

第二条及び第三条の五條市税条例の一部を改正する条例につきましても、項ずれの修正、文言の整理等でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、第四条の「半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例」の第一条から第五条の改正は、工業再配置促進法の廃止に伴うものと、半島振興地域指定に係る特別措置を適用する固定資産の取得価格が「二千三百万円を超えるもの」から「二千七百万円を超えるもの」に改めるものがあります。

次に、議案書の三十五ページから四十四ページにかけては、条例改正に係ります施行期日、経過措置等を定めたものでございます。

以上で提案理由等の説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議の上、よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第八、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第十五号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次）ただいま上程いただきました報第十五号 五條市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例改正は、健康保険法及び地方税法等の一部改正に伴い、平成二十年度の国民健康保険税の課税に急を要したため、五條市国民健康保険条例の一部改正について専決処分させていただいたものでございます。

主な改正内容としまして、一つは、国民健康保険料課税額に後期高齢者医療支援金等課税額を追加すること。

二つ目に、前期高齢者の保険料を、原則年金より特別徴収すること。

三つ目に、低所得者に対する軽減措置の改正。

そして、四つ目に被用者保険の被扶養者の減免措置等が主な改正内容でございます。

それでは改正条例案について御説明を申し上げます。

議案書の四十七ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第二条の改正につきましては、第一項で保険税額を、基礎課税額及び介護納付金課税額の合計額としていたものを、新たに後期高齢者支援金等課税額を追加して、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の三課税額の合計として、第二項におきまして、基礎課税額の限度額を「五十二万円」から「四十二万円」に改正するものであります。

また、第二項の次に、後期高齢者支援金等課税額は、所得割額及び被保険者均等割額の合計として、その限度額を十二万円とする第三項を新たに追

加するものとございます。

第三条の改正につきましては、基礎課税額の所得割税率を「七・五パーセント」から「五・六パーセント」に改正するものであります。

第五条中の改正につきましては、基礎課税額の均等割額を一人当たり「一万九千五百円」から「一万五千元」に改正するものであります。

第五条の二の改正につきましては、世帯員が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移り、残った被保険者が単身世帯となった場合を特定世帯と定め、一般世帯に係る基礎課税額の平等割額を「一万九千元」から「二万円」に改正し、新たに特定世帯に係る平等割額を一万円と定めるものとございます。

四十八ページを御覧いただきたいと存じます。

第十六条及び第十五条につきましては、条文を整理するものであります。

第十四条第二項中の改正につきましては、平成二十年度より、新たに六十五歳から七十四歳の、いわゆる前期高齢者は、原則年金より天引きによる特別徴収をいたしますが、その場合の免除申請書の提出期限及び記載内容を追加修正し、条文を整理するものとございます。

第二十四条の次に次の一条を加えることにつきましては、被用者保険の被保険者が後期高齢者に加入するのに伴い、国民健康保険に加入したその被扶養者が六十五歳以上の場合の保険料の減免を定めたものとございます。

四十九ページを御覧いただきたいと存じます。

第十三条及び第十二条につきましては、条文を整理するものでございます。

第十一条の改正につきましては、低所得者に対する保険料の軽減措置を、六割、四割だったのを七割、五割、二割軽減に改正するものでありまして、条文の整理のため第二十一条とするものであります。

五十一ページを御覧いただきたいと存じます。

第十条の改正につきましては、条文整理であります。

第十三条の次に次の七条を加えることにつきましては、六十五歳以上の被保険者に係る保険料の特別徴収に関する規定でありまして、第十四条で、六十五歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、老齢等年金給付等より特別徴収する旨を定めています。

第十五条では、特別徴収義務者を老齢年金給付の支払いをする者、すなわち年金保険者とし、第十六条で特別徴収税額の納入義務を、第十七条では被保険者が資格喪失した場合の通知を、第十八条では、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収について、第十九条で新たに特別徴収対象

被保険者となった者に係る仮徴収について、第二十条では、年金給付の支払いを受けなくなった等の場合の普通徴収税額への繰り入れについて規定しております。

第八条を第十条とし、第十条の次に次の一条を加えることにつきましては、条文の整理でございます。

第五条の二の次に次の二条を加えることにつきましては、第六条で、新しく課税することとなりました後期高齢者支援金等課税額の所得割税率を一・七パーセントとし、第七条で、同じく後期高齢者支援金等課税額の均等割額を一人当たり七千円と定めるものであります。

附則の改正につきましては、租税条約実施特例法の規定の改正に伴い国民健康保険税の課税の特例を規定するものでございます。以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和） 次に日程第九、議第三十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第三十七号 和解及び損害賠償額の決定について。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明を求めます。田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛） ただいま上程されました議第三十七号 和解及び損害賠償額の決定について、議会の議決を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の五十八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回、提案いたしますのは、原告●●●氏より、平成十八年八月五日被告五條市に対しまして、民法に定められた不当利得返還請求権に基づく固

定資産税の返還を求め、奈良地方裁判所に提訴されたものであります。

以降、九回の裁判、一回の証人尋問、三回の和解交渉を経て、奈良地方裁判所からの和解案の提示があり、原告、被告の間で合意に至り、地方自治法第九十六条第一項第十二号及び第十三号の規定により議会の議決を求めるものであります。

本件の概要を申し上げますと、「当該固定資産税の対象物件は鶏舎であり、本来、鶏舎であれば家屋に対する固定資産税は免除されるべきである。」との原告の主張であります。

一方、本市の主張は、「鶏舎であつた明確な根拠はない。」としたものであります。

国からの固定資産税取扱通知によれば「一般に、社会通念上鶏舎は家屋と認められないと考えられるので、課税客体としない。」としており、本市においては鶏舎に対する課税はございません。

それでは、和解条項案につきまして、説明申し上げます。

第一項は当該家屋について、原告の主張である「鶏舎」であることを本市が認めるものであります。

これは、原告からの証拠写真、元従業員の証言などを総合的に判断した結果、本市としても認めざるを得ないと判断したものであります。

次に第二項は、本市が原告に対し、解決金として十二万二千二百円を支払う義務があることを認めるものであります。

解決金の算出根拠は、本件建物が鶏舎とした場合の減額分と、宅地を雑種地に評価を見直した平成十一年度減額分の合計金額でございます。

次に第三項は、原告に対し、本市が第二項の金員を平成二十年七月三十一日までに指定口座に振り込むものとし、振込手数料につきましては本市の負担とするものであります。

第四項は、本市が奈良地方方法務局五條支局に供託しております還付金五十三万四千二百円について原告が還付請求するものとし、本市はこれを承諾するものであります。

この還付金は、本件建物が平成十年に台風の被害により倒壊し、平成十六年度に税法上可能な五年間について、家屋の課税の取消しと、土地については宅地評価を雑種地の評価に改め、減額更正したことにより生じた還付金でございます。

次に第五項は、原告はそれ余の請求は放棄するものであります。

次に第六項は、原告と本市は本件に関し本和解条項を定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認するものであります。

次に第七項は、訴訟費用は各自の負担とすることを定めたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第十、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第三十八号 職員の退職手当の特例に関する条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第三十八号の提案理由について御説明を申し上げます。

現下の厳しい財政事情にかんがみ、集中改革プランに基づく職員定数の適正化目標を早期に達成し、歳出に占める人件費を一段と抑制することは、本市における喫緊の課題であります。

このことから、昨年度、職員の退職手当の特例に関する条例を制定し、五十九歳並びに五十八歳での退職者に適用したところですが、本年度において、現行の規定を一部見直し、対象範囲を広げた上、さらなる勸奨退職者を募るものであります。

議案書の六十一ページを御覧いただきたいと思っております。

それでは、一部改正条例案の要旨を御説明申し上げます。

まず、第二条関係でございますが、適用職員の年齢の範囲を現行の「五十八歳以上、五十九歳以下」から「五十五歳以上、五十九歳以下」に改めるものであります。

続いて、第三条関係でございますが、特例の対象範囲の拡大に伴い、退職手当条例に定める規定の適用を現行の五条から第三条第一項第四条第一項

並びに第五条第一項に改めるとともに、退職日現在の給料月額に対する加算率を五十七歳にあつては、「一〇〇分の四五」、更に五十五歳にあつては、「一〇〇分の五〇」とするものであります。

なお、五十九歳における加算率「一〇〇分の一五」及び五十八歳における同「一〇〇分の三〇」並びに平成二十三年度までといたしております適用期間については、現行のとおりであります。

以上、よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十六番」の声あり）十六番榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） 昨年に続き今年も五十五歳、五十六歳、五十七歳ということで、大変勸奨制度をもって早く辞めなさいと、市長の財政の改革ということですね。

これに反対しているのと違うのですが、その一〇〇分の三〇、一〇〇分の四〇、他市に比べて大変率が高いと思うのですが、そういうこの三〇パーセント、四〇パーセント、五〇パーセントを出した根拠は。

そしてまた、これだけの財政難のときに、もしこれだけ辞められたら退職金があるのかどうか。これに関することとは違うかもしれませんが、そのパーセントとした根拠をちよつと教えていただきたいと。

○議長（西尾彦和） 岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人） 榎塚議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

一五と三〇に決めた根拠というのは特にないわけですけれども、やはりこういった募集をする場合、辞めやすいと言ったら語弊がありますが、ある程度のこういった率を出すことによって職員がそういう形になってくるのではないかなということ、一年で一五、二年で三〇という形にしましたし、そのことによりまして、確かに一五パーセント上積みしますと、約三百万から三百五十万という数字になるわけですが、一人それで辞めることによってその人の人件費というのは、一年間ありますと一千万、差額としては六百四、五十万という形になりますので、こういう形をとらせていただいたということです。

そして、率については、よそとは、まあ五條市は合併によって職員も多いという特殊な事情もあるのかなというふうに思っております。

○議長（西尾彦和） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第十一、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第三十九号 五條市簡易水道設置条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司）ただいま上程いただきました議第三十九号 五條市簡易水道設置条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書の六十二ページ、六十三ページでございます。

一部改正により削除とだけになっておりますが、今回の改正は、白銀北地区統合簡易水道整備事業により新設されました区域を新たに編入を行うもので、五條市簡易水道設置条例第二条の、第八給水区域であります西吉野町平沼田（森上地区）及び第十給水区域であります西吉野町平沼田（馬々尾地区）を第二十八給水区域白銀北簡易水道に統合するために、条文の削除整備を行うものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行を行なうこととさせていただきます。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第十二、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第四十号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明を求めます。 鶴田消防長。

〔消防長 鶴田 剛登壇〕

○消防長（鶴田 剛） ただいま上程いただきました議第四十号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての提案理由の御説明を申し上げます。

議案書六十四ページから六十六ページを御覧願います。

改正理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正をされたため、本条例を改正するものでございます。改正内容につきましては、要点のみを御説明させていただきますので御了承賜りたいと存じます。

条例第三条第二項中の改正につきましては、「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改めるものでございます。

第五条第三項中の改正につきましては、活動従事者を具体的に改めたものであります。また、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る加算額について配偶者以外の扶養親族に係る加算額を増額するように改め、また、「ない場合にあっては」に句読点を付けるように改めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行日を定めたものでございます。

以上で議第四十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和） 異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第十三、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第四十一号 五條市応急診療所条例及び五條市立大塔診療所条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次）ただいま上程いただきました議第四十一号 五條市応急診療所条例及び五條市立大塔診療所条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、健康保険法の一部を改正する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い診療科の額の診療報酬の算定方法が改正されたため、本条の一部を改正するものであります。

議案書の六十七ページ、六十八ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容につきましては、第一条、五條市応急診療所条例第五条第一号の診療料を診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に改めるものであります。

次に、第二条、五條市立大塔診療所条例別表診療料につきましても、診療報酬の算定方法を（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）から（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に改めるものでございます。

施行につきましては公布の日からいたします。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第十四、議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第四十二号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。山下健康福祉部長。

〔健康福祉部長 山下正次登壇〕

○健康福祉部長（山下正次）ただいま上程いただきました議第四十二号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

今回の規約の改正は、広域連合の執行機関の運営体制をより強化するとともに、意志決定、機能充実させるための改正でありまして、地方自治法第二百九十一条の十一の規定に基づき、広域連合の規約改正については関係市町村の議決が必要でありますので、五條市の議会の議決を求めるものでございます。

議案書七十ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第十一条の改正につきましては、広域連合の副連合長の数を「二人」から「三人」に改正するものでございます。

第十二条の改正につきましては、連合長が副連合長を任命する場合、「関係市町村の長のうちから」となっていた文言を第一号とし、第二号に「広域連合の運営に関し識見を有する者一名」を追加するものでございます。

第十三条の改正につきましては、識見を有する者として選任された副連合長の任期を四年とするものであります。

附則は施行期日を定めるものでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番。

○十四番（佐久間正己）今、健康福祉部長の方から御説明がございましたけれども、この副連合長というのは、いわゆる常勤なのか、非常勤なのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（西尾彦和）山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下正次）十四番佐久間議員の御質問にお答えさせていただきます。

常勤でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和）佐久間議員。

○十四番（佐久間正己）ということは、この後期高齢者、要するに県の後期高齢者は、いわゆる議会の選出の議員とそれから十二市、それから、市町村長等々で選ばれて構成されているということですが、その中の文言の中で、今までの広域連合の皆さんの中から選ぶのじゃなくして、新たに常勤と、それには対価として報酬が発生するというところでとらえてよろしいでしょうか。

○議長（西尾彦和）山下健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下正次） 今度は常勤になりますので、報酬は発生いたします。

○議長（西尾彦和） 質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和） 異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和） 次に日程第十五、議第四十三号、議第四十四号及び議第四十五号の三議案につきましては、関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第四十三号 五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定について。

議第四十四号 五條市上野公園に係る指定管理者の指定について。

議第四十五号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明を求めます。阪ノ上都市整備部長。

〔都市整備部長 阪ノ上武則登壇〕

○都市整備部長（阪ノ上武則） ただいま上程いただきました議第四十三号から議第四十五号までの三議案につきまして、関連がございますので一括して

提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の七十一ページから七十三ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、議第四十三号でありますが、地方自治における規制緩和及び公務市場の開放の一環として地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、五條市におきましては、平成十九年第四回十二月定例会にて指定管理者制度を導入するため、五條市五万人の森公園条例の制定を御議決いただいた経緯がございます。

このたび五條市五万人の森公園を管理する指定管理者として「株式会社ランドスケープキーパーズ 代表取締役●●●氏」を指定するため提案するものであります。

なお、指定管理者として施設の管理運営を行う期間は、平成二十年十月一日から平成二十三年三月三十一日までであります。

次に、議第四十四号でありますが、同じく平成十九年第四回十二月定例会で指定管理者制度を導入するため五條市上野公園等条例の制定を御議決いただきましたが、このたび五條市上野公園を管理する指定管理者として「株式会社ランドスケープキーパーズ 代表取締役●●●氏」を指定するため提案するものであります。

なお、指定管理者としての施設の管理運営を行う期間は、平成二十年十月一日から平成二十三年三月三十一日までであります。

次に議第四十五号であります。同じく五條市阿田峯公園を管理する指定管理者として「株式会社ランドスケープキーパーズ 代表取締役●●●氏」を指定するため、提案するものであります。

なお、指定管理者として施設の管理運営を行う期間は、平成二十年十月一日から平成二十三年三月三十一日までであります。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十一番」の声あり）二十一番田原議員。

○二十一番（田原清孝）これ、なんで初めてするのに二年六箇月という、こういう長い期間をするのか。なぜこういうこと、少なくとも一年か、できたら半年でも一遍やってみて、その結果をみてやっただけなのと違うのかと、こう思いますし、そしてこの業者選定の、これは普通一般にするのであれば、七社か八社かでしたか、この人らの名前を提示して、それに点数を入れるというのは、これは全くの、それこそ違法であると思います。建設省なんかでする場合でしたら、工程管理また事業の管理、こういうものをどういうようにしますかというのを出して、そして出した文書は、ほかのところ

で、第三者のところでそれを見せていくから名前が一切ないわけですね。そこで、点数を入れて、そしてその点数の中から業者を選ぶということですが、これも最初は最初から名前を入れておいてこれに点数をつける。これはまったく違法ですね。（「そのとおり」の声あり）

それと、一つは高いところになぜ落として、交渉も後からするって、そんなことってね。どういう意味でそういう、何かいい加減過ぎますよ、これ。そして、今現在五万人の森で何ぼかかるのか、あるいは、阿田峯公園、上野公園、各一年間の金額が何ぼか。そして、今あそこには現職の市の職員がおるのかおらないのか。これをひとつ、よろしく願います。

○議長（西尾彦和） 阪ノ上都市整備部長。

○都市整備部長（阪ノ上武則） 二十一番田原議員の御質問に自席から失礼をいたしましてお答えを申し上げます。

初めに、期間の問題の質疑をいただきました。期間につきましては、国におきましても、一年が適当か、二年が適当か、三年が適当か、五年が適当か、十年が適当か、いろいろ議論しておる経過がございます。そういう状況の中で、短い期間に設定いたしますと、デメリットなんですけれども、運営に力が入らない。それから、雇う方に臨時職員、それから本職員等の雇い方が大変難しいということが指摘されております。それから、また長い期間になりますと、もしも管理運営がまずかつたらどうするんだというような問題も国において指摘されております。五條市におきましては、とりあえず三年という期間の中でこのたびは設定をさせていただきました。まあ現実には二年半なんです。

それから、名前を省略してやったという件なんですけれども、これは選定委員会での決定事項でございますので、私の方からは差し控えさせていただきますと思います。

それから、高いところになぜ落とすのかという問題なんですけれども、これは指定管理者制度の説明を申し上げなければならないわけなんですけれども、ちよつと長くなりますけれども、よろしく願いを申し上げます。

この指定管理者制度の導入のいきさつといいますのは、先ほど申し上げましたように地方自治における規制緩和、それから、公務市場開放の一環として指定管理者制度が国において導入されました。今までは管理委託制度であつたわけなんですけれども、指定管理者制度になつたわけなんです。

それで、この目的なんですけれども、民間においても十分なサービスを提供する能力が認められるようになった。それから多様な住民のニーズに効果的かつ交流的に対応するために民間の業者の有するノウハウを活用することが有効と考えられるというような意味合いで導入されたわけでございます。そこで、国においては、期待される効果として、住民の皆様方には公の施設のサービスの向上、それから行政には住民自治の効果的な対応、それから経費節減による公の施設の使用料等の低料金化も進められる。

それから民間事業者におきましては、公共分野での事業機会の拡大ということを目的にこの制度が創設されました。

そういう状況の中で、地方自治法の二百三十四条に規定するような入札をやつて、一番低いところに落としなさいというような意味合いではなくて、一番適当に管理してくれる皆さん方に委託をするようにという国の方針でございます。そういう状況の中で、この度はプロポーザルの指標を使いまして、提案いただいた内容について総合評価を八名の委員さんをお願いをして、一番いいとなったのがランドスペーススキーパークでございます。

それから、経費の問題でありますけれども、経費の問題につきましては審査基準の中に指定管理料金が定められております。内容につきましては、指定管理料金の上限を定めているものでありますけれども、募集要綱では定めた金額以下で提案を求めました。具体的に言いますと、上野公園では通年ベースでは二千九百万円、それから二年半のトータルでは六千八百万円、それから阿田峯公園では通年ベースで一千七百万円、それから二年半のトータルでは四千五百五十万円、五万人の森公園では通年ベースでは一千二百万円、二年半のトータルでは三千万円であります。二年半の三施設の合計額が一億三千九百五十万円になります。この金額を五條市が直営で運営しておりました平成十九年度決算額と対比いたしますと、二十数パーセントの削減につながっております。金額に換算いたしますと、上野公園では、通年ベースで八百二十万円、二年半のトータルでは二千五十万円の削減、それから阿田峯公園では通年ベースで四百二十万円、トータルで一千五十万円、五條市五万人の森公園では三百二十万円、二年半トータルで八百万円の削減を、募集段階で行っております。そういうことも御理解をいただきたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。（「二十一番」の声あり）

○議長（西尾彦和）二十一番田原議員。

○二十一番（田原清孝）選定委員会でのやり方を決めたということですね。こんなもの最初から、もし本当にあつたとするんやったらね、こういうものをちゃんと基本に入れてしないことには。でないと、こういうふうな結果が出てくるわけですね。だから、こんなん恐らく民間でやったら三千八百万ほど安くなると言いますけれども、こんなもんたら、それこそわしは安くなるやろと思うんです、やり方によつては。だからこういうものは、今度建設経済に付託すると思うのですけれども、私はこのことについて到底納得ができるものではないです。全般にわたつて。（「十六番」の声あり）

○議長（西尾彦和）榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一）ごめんなさい、ちょっと。

お聞きしますけれども、ランドスケープキーパークというのは、確か●●●氏はお父さんが●●●氏で、二代目の建設の専門の会社だつたと思うのですけれども、ランドスケープキーパークというのはいつ設立されて、この管理委託の経験があるのか、ないのか。資格があるので落としたと思うの

ですけれどもね。今までどこの管理委託を経験されているのか、ずぶの素人なのか、建設業から今変わられたただけなのか。ちょっと教えてくれますか。

○議長（西尾彦和） 阪ノ上都市整備部長。

○都市整備部長（阪ノ上武則） 十六番榎塚議員の御質問に自席から失礼いたしましてお答えを申し上げます。

初めに、経験なんですけれども、私思いますのに、実際の経験はないと思います。（議場に声あり）ただ、公園の建設事業等には十分な関わりを持っていただいている方と認識しております。

それから、資格なんですけれども、従業員等の申出を見えますと、公園管理の国家資格を持った方も取りそろえての申請でございました。

以上で答弁とさせていただきます。（「十六番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一） しかし、ちょっとこんな大切な事業を管理委託するのに、三つとも、まあはっきり言うてずぶの素人、管理委託の今までしたことの、経験がない業者に任すというのはちょっと危険が伴うと思います。

私もこの件に関しては、同意しかねます。（「十八番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 十八番土井議員。

○十八番（土井康嗣） 悪いですな。

狭い五條で、この五万人の森と阿田峯公園と、そして、上野公園の三つのあれがありますのやけどね。こんな狭いところで三つあるということは、それぞれの特色があるから三つ造っているのですね。そこから、それぞれの特色を生かして市民サービスに努めていかなければならない。先ほど阪ノ上部長から市民サービス等いろんなことを言われていましたけれども、そういうふうな考え方のもとに一つ一つ募集をかけたのと違いますか。そうですやろ。そこから、これ三つまとめて一つの業者で十分なサービスをやっていけるのかというふうなことを、大変疑問に思っております。それぞれのところで、五万人の森やったら五万人の森を専門的に考えてやっていくというふうな形をとらなければいけないですね。本来でしたら、例えば五万人の森公園に申し込むのだったら、次は阿田峯は申し込まれへんど。一つに絞って申し込みをしていくのが本来と違うかなと。その、今までの経緯の中で、指定管理者制度を取り入れらなあかんというところに至った原因は、全く皆、三つの公園とも同じではないと思います。それぞれ、やっぱり阿田峯の野球場なんかやったら、借ろうと思ったかって空いてないくらいで、うちの子供らでもいつ申し込みに行っても空いてないと、どないなるのかなというふうなことを相談、周囲の人からでも受けておりますし。まあ、五万人の森は一人でも集まってきていただくというふうな形で進めてい

かなければならないというふうなことで、それぞれの三つの施設は違う問題を抱えていると思いますので、これを今まで何の経験もない、今、これに申し込むために新しく作ったのではないかなどしか想像ができない業者一人に、それもまた、二千数百万、三千万近い差額のある高い方に指定したと。これは、先ほどの阪ノ上部長の言葉の中にはなかったけれども、もちろん今おっしゃっていったことはもちろんのことだと思いますけれども、昨日の一般質問の答弁の中では、財政的なことは一番考えてというふうなことやったけれども、この入札価格を提示したやつより、一番、今、田原議員が質問されておりましたように一番高いところに持つていくというのは、これはもうとてもやないけど何を考えてこういう形になっていったのかというふうなことですね。まあ、建設経済常任委員会で審議されて、また最終ここに戻ってくると思いますけれども、そこらを十二分に協議していただけたと思うのでそれに期待して、この辺でおかしといってもらいますけれども。到底承服しかねる議案であるというふうに解釈しております。

○議長（西尾彦和）答弁はこらえてくれますか。（「はい」の声あり）
質疑を終わります。

本案は建設経済常任委員会に付託いたします。（「二番」の声あり）二番太田好紀議員。

○二番（太田好紀）この際、議長に対し資料要求について要望いたします。

ただいま議題となりました議第四十三号、議第四十四号及び議第四十五号につきましては、建設経済常任委員会に付託されることになりましたが、委員会において慎重審査を期するため、指定管理者選定委員会における一切の関係資料について、市長から提出されますようお願い計らい願いたいと思います。

○議長（西尾彦和）この際、お諮りいたします。

ただいま議題となりました議第四十三号、議第四十四号及び議第四十五号につきましては、指定管理者選定委員会における一切の資料について、ただいま太田好紀議員の申出のとおり市長に対し提出を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって市長に要求することに決定いたしました。

市長におかれましては、関係資料を速やかに提出されますようお願いいたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第十六、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文） 議第四十六号 五條市辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明を求めます。 田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛） ただいま上程いただきました議第四十六号の提案理由の御説明を申し上げます。

平成十九年度におきましては阪合部新田辺地、樫辻辺地、大野新田辺地、西新子辺地及び大峯辺地の五辺地の整備に努めてまいりましたが、これらの辺地のうち、十九年度末をもちまして阪合部新田辺地の五年間の整備計画がいったん終了したため、改めて二十年度から二十四年度までの五年間の総合整備計画を策定するものでございます。

それでは内容について御説明申し上げます。

別冊の総合整備計画書を御覧いただきたいと存じます。

今回、引き続き整備を計画いたしました市道火打大平線は、地域住民の生活全般の利便性を向上させることを目指して整備を進めてまいります。

地域住民の生活と密接に関わる幹線道路ですが、幅員の狭いところ、路面状態の悪いところが多くあり、果樹等の搬出や救急車両の通行にも支障を来しているのが現状でございます。

道路を拡幅・舗装することで、地域住民の生活の安心・安全を図ることを目的としております。

相当の延長がございますので、五年の年次計画で整備を進め、五年間で五千百万円の整備費を予定いたしております。

財源といたしましては、辺地対策事業債を充當いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。 よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第十七、議第四十七号、議第四十八号、議第四十九号及び議第五十号の四議案につきましては、関連がありますので、一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第四十七号 市道路線の認定について。

議第四十八号 市道路線の認定について。

議第四十九号 市道路線の変更について。

議第五十号 市道路線の廃止について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。阪ノ上都市整備部長。

〔都市整備部長 阪ノ上武則登壇〕

○都市整備部長（阪ノ上武則）ただいま上程いただきました議第四十七号、議第四十八号 市道路線の認定について及び議第四十九号 市道路線の変更について並びに議第五十号 市道路線の廃止について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議案書七十五ページ及び別紙地図を御覧願いたいと存じます。

今回、認定をお願いいたします一つ目は、市道新町九号線でございます。市道新町四号線から西へ延長八八・三メートル、幅員六メートルから八・一メートルの道路であり、大手町自治会からの要望があり、道路敷きには公共下水道及び上水道が布設されており、地域の防災上の位置付けから生活用道路として認定をお願いするものであります。

続きまして、議第四十八号について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の七十六ページ及び別紙地図を御覧願いたいと存じます。

認定をお願いいたします二つ目は、市道二見三五号線でございます。この道路は、市道下之一号線と市道二見二四号線を結ぶ延長八三・二メートル、幅員四メートルの道路であります。従来より地域住民が生活用道路として活用していた道路であり、地域の環境改善と防災上の位置付けから認定をお願いするものであります。

続きまして、議第四十九号 市道路線の変更について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書七十七ページ及び別紙地図を御覧願いたいと思います。

今回、市道路線の変更をお願いいたします市道二見五号線は、地域の緊急車両の進入や防災上の観点から市道川端線に接続させる延長一八五メートルの終点変更認定をお願いするものであります。

続きまして、議第五十号 市道路線の廃止についての提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の七十八ページ及び別紙地図を御覧願いたいと存じます。

今回、市道の廃止をお願いいたします市道滝七号線は、五條市滝町地内の県道五條吉野線から西へ伸びる道路で、現在公の道路としての機能がなく滝自治会及び隣接土地所有者からの廃道に対する要望があり、市道の表面管理の軽減等の観点により廃止をお願いするものです。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十一番」の声あり） 田原議員。

○二十一番（田原清孝） 昨日、私、一般質問させていただいて、そしてこれ、変更か認定するのかわつちかと言ったら、副市長あんだ「認定です。」と言ったのに、これまた同じこと提案してきているやんか。何の意味があるんで、これ。

○議長（西尾彦和） 阪ノ上都市整備部長。

○都市整備部長（阪ノ上武則） 二十一番田原議員の御質問に自席から失礼をいたしましてお答えを申し上げます。

昨日、確かに副市長が「認定です。」というお言葉をお返しいただいたわけなんですけれども、その認定という考え方は、二見五号線現道から、そこから向こうの認定をいただくという意味でございます。

議案に提案させていただきましたのは二見五号線総体の延長変更をお願いするものでございますので、変更という見出しでお願いを申し上げますと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。（「二十一番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 田原議員。

○二十一番（田原清孝） おかしいん違うけ、そやけど。新しく付けるんでしょ。公社の土地を、あるいは北村林業の土地を、買うのかどうか知らんけ

れども、ここに新しく付けるのだったら認定でっしゃろ。変更というのだったら、どっかで付けているやつをまわすというのだったら変更ですけれどもね。まあどちらにしても、これはまた建設経済でやっていただくとおもうのですけれども、これかって……。そして、私はこのことについては、地元として必要がないということですから、賛成しかねます。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。

本案は建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第十八、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（森本博文）議第五十一号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。田中総務部長。

〔総務部長 田中 衛登壇〕

○総務部長（田中 衛）ただいま上程いただきました議第五十一号 平成二十年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

お手元の五條市一般会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ一千百五十四万六千円の追加でございます。歳入歳出の予算の総額はそれぞれ百七十九億四千九百五十四万六千円となります。

次に四ページを御覧願います。

歳出について説明させていただきます。

二款総務費、二項徴税費、二目賦課徴収費、二十二節補償補てん及び賠償金十二万三千円につきましては、先ほど議第三十七号として今議会に提案しております固定資産税の課税に関する不当利得返還請求事件に係る和解金として計上させていただいたものでございます。

八款消防費、一項消防費、三目消防施設費、十三節委託料四百八十万円につきましては、日本損害保険協会より寄贈を受けた救急車両のぎ装改修委託料でございます。

十八節備品購入費六百五十万円につきましては、同車両に備え付ける高度救急用資機材と通信機材の購入費でございます。次に、歳入について説明申し上げます。

三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を御覧ください。

十八款繰越金で一千百五十四万六千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日二十一日から二十六日まで休会とし、次回二十七日、午前十時に再開して議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。二十四日火曜日午前十時から建設常任委員会がありますので、予定ですが、一時三十分から議員全員協議会を行いますと思いますので、議会委員会室に御参集願います。

予定ですので、終わり次第やらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

午後零時零分散会

